

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について

(案)

11:04後

小児被ばく、甲状腺がん前中に確認済

平成23年4月1日

原子力災害対策本部事務局

ERC医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、30mSv台の値が出た。

※ 当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定値を用いて算定し直した結果、30mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約1トン)であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安・言われなき差別を与えるおそれがあること。

どの理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、甲状腺調査は3月24から30日までの期間で都合5日行ったが、いずれも正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである $0.2\mu\text{Sv}$ よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる((独)放射線医学総合研究所の米倉理事長他の見解)。